

保留地処分のお知らせ

蒲郡市が施行中の蒲郡中部土地区画整理事業の保留地を次のとおり売却処分しますので、ご希望の方はお申込みください。

記

1 処分する保留地

4 区画

2 処分方法

申込み先着順による売却

3 申込受付

期 間 令和8年9月1日（火）～令和9年5月31日（月）

時 間 午前9時から午後4時30分まで

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

場 所 蒲郡市役所 本館3階 区画整理課

4 申込み資格

- ・自己の所有する建物又は構築物を建築し、又は建設しようとする方で、個人または法人の方。市内・市外在住は問いません。
- ・未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない方は申込みできません。
- ・蒲郡市税を滞納している方は申込みできません。
- ・転売や営利を目的としている方は申込みできません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は申込みできません。

5 申込み方法

- (1) 申込みしようとする方は、受付期間内に保留地買受申請書に必要事項を記入のうえ、身分証明書等を添付し申込んでください。
- (2) 保留地買受申請書には、契約及び登記名義人となる方の氏名・名称を記入してください。
（契約後の名義人の変更はできませんので、申込名は慎重にお願いします。）
- (3) 代理人が申込む場合は、委任状が必要です。（代理ができるのは1人だけです。）

※申込者が土地所有の名義人となりますので、借入れ資金の限度額に関わる可能性がございます。

6 申込みに必要なもの

- ・保留地買受申請書
- ・誓約書
- ・住民票の写(個人の場合) ※マイナンバーの記載が無いもの。
- ・(履歴・現在) 事項全部証明書、代表者事項証明書のいずれか (法人の場合)
- ・身分証明書 (個人の場合) ※本籍地の市区町村で発行。運転免許証等ではありません。
- ・市税に未納がないことの証明書 (蒲郡市 税務課で発行)
- ・委任状 (申込人が代理人の場合)

7 その他事項

- (1) 申込者は、保留地の売却決定の通知を受けた日から10日以内に、本市と当該保留地の売買契約を締結し、同時に契約代金の10%以上の金額を契約保証金として納付していただきます。
- (2) 売買契約を締結した日から40日以内に契約代金を納付していただきます。
- (3) 契約者には、不動産取得税(県税)が後日課税されます。また、下水道負担金が生じる場合があります。
- (4) 処分する保留地の形状・地積は出来形確認測量の結果、変更を生じることもあります。この場合、施行者と契約者の間で増減した地積に契約単価を乗じた額を授受して清算します。
- (5) 当該保留地の所有権移転の登記は、区画整理事業(換地処分)が完了するまでできませんのでご承知ください。なお、所有権移転の登記は市長が行い、登録免許税等は契約者の負担となります。
- (6) 当該保留地は区画整理事業が完了するまで第三者に権利譲渡することはできません。
- (7) 当該保留地は不動産登記簿には登載されていない土地でありますので、権利設定登記は区画整理事業が完了した後でないとできませんが、購入する土地を担保に金融機関から融資が受けられる場合もありますので、金融機関でご相談ください。
- (8) 当該保留地は地中埋設物や土壌汚染等について、蒲郡市は調査を行っていません。現況引渡しとなり、引渡し後にこれらの隠れた瑕疵が発見されたとしても、蒲郡市は一切の責任を負いません。

※問い合わせ先

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市 都市開発部 区画整理課 計画・庶務担当

TEL (0533) 66-1175 Fax (0533) 66-1193